

パートナーシップ宣誓制度の府内自治体間連携を開始します

堺市では、すべての人がありのままに自分らしく暮らせる社会をめざす取組として、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓した性的少数者の方に対して、市が宣誓書受領証を交付する「堺市パートナーシップ宣誓制度」を平成31年4月から実施しています。

このたび、大阪府内で同様の制度を実施している自治体と連携し、宣誓書受領証の交付を受けた方の転出入に伴うパートナーシップ宣誓の手続を簡素化し、制度利用者の負担軽減と利便性の向上を図ります。

連携により、転出した自治体への宣誓書受領証の返還手続と、転入した自治体でパートナーシップの継続申告をする際に独身証明書の提出が不要となり、堺市では必要書類について郵送での手続も可能になります。

1 運用開始日

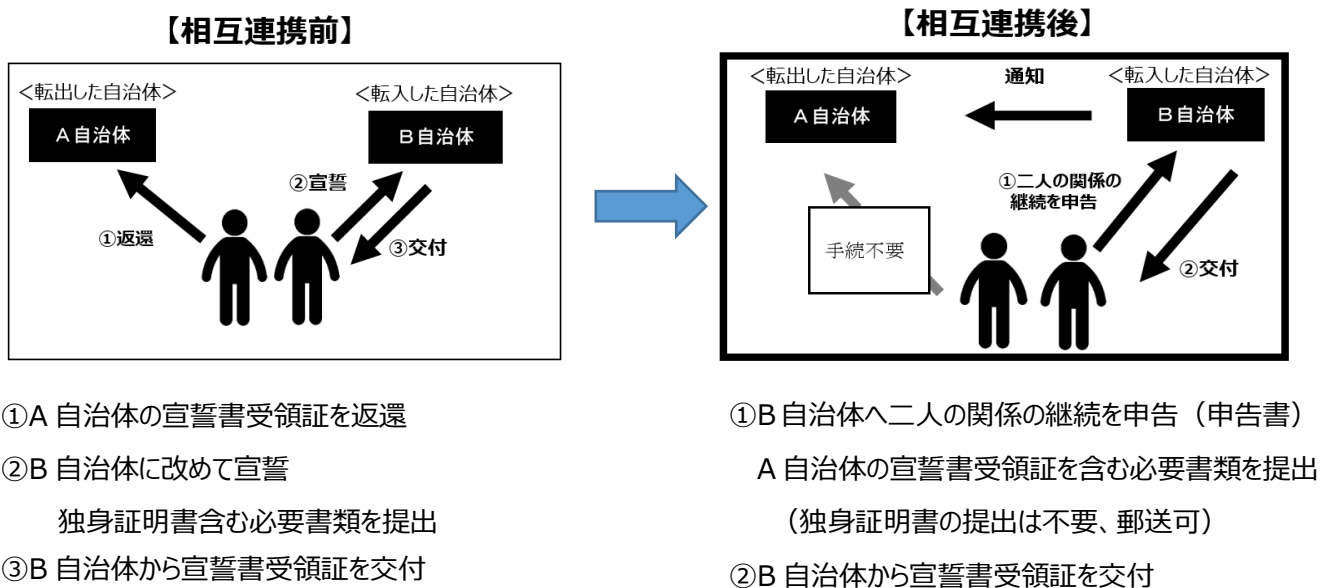
令和4年9月1日（木）

※開始日以降に連携自治体間で住所異動をした場合に適用を受けることができます。

2 連携自治体

大阪府、大阪市、堺市、貝塚市、枚方市、茨木市、富田林市、大東市、交野市

3 連携イメージ



問 い 合 わ せ 先	<p>担 当 課：市民人権局 人権部 人権企画調整課</p> <p>電 話：072-228-7159</p> <p>ファックス：072-228-8070</p>
----------------------------	--